

各務原市水道事業経営戦略 (案)

令和8年4月
各務原市水道事業

目 次

1. 経営戦略策定の趣旨.....	1
2. 水道事業の現状と課題.....	2
2.1 事業の概要.....	2
2.2 経営取組と経営比較.....	6
2.3 事業の動向.....	12
2.4 事業の課題.....	17
3. 基本方針.....	19
4. 投資・財政計画.....	20
4.1 投資に関する目標・説明.....	20
4.2 投資以外の経費について.....	20
4.3 投資・財政計画の試算.....	21
4.4 財源に関する目標・説明.....	24
4.5 投資・財政計画.....	25
4.6 今後の取組について.....	27
5. 戦略の事後検証、改定等.....	28

1. 経営戦略策定の趣旨

公営企業としての水道事業においては、保有する資産の規模が大きく、また、資産の老朽化に伴う大量更新期の到来、人口減少や節水型社会への移行に伴う料金収入の減少などにより、その経営環境は厳しさを増しています。このような中、水道事業は、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたっても安定的に事業を継続することが求められています。

総務省では、公営企業の中長期的な健全化への取組を推進するため、平成 28 年に経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請しました。また、策定した経営戦略において、計画に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCA サイクルを通じて質を高めていくため、経営戦略の改定を推進しています。

本市の水道事業においては、平成 29 年度に経営戦略の策定を行い、安定的な経営を続けていますが、持続可能な水道事業経営を行っていくため、今後の水需要の低下や更新費用の増大など経営環境の変化を反映した「各務原市水道事業経営戦略」の見直しを行います。平成 31 年 3 月に提示された「経営戦略策定・改定ガイドライン」によると、「投資試算」や「財源試算」は、長期間（原則として 30 年から 50 年超）で行うこととしているため、本経営戦略の試算期間を 30 年間としますが、財政状況の改善等を図る対象となる計画期間は令和 8 年から令和 17 年の 10 年間とします。

2. 水道事業の現状と課題

2.1 事業の概要

①事業認可の経緯

本市上水道の創設からの事業認可一覧を以下に示します。

事業名	認可年月日	計画給水人口 (人)	計画1人1日最大給水量(L/人・日)	計画1日最大給水量(m ³ /日)
創設	S16. 12. 1	5,000	130	650
第1次拡張	S35. 12. 27	22,400	250	5,600
第2次拡張	S38. 12. 28	48,000	250	12,000
(第2上水)	S41. 12. 26	20,000	300	6,000
第3次拡張	S45. 3. 31	90,000	400	36,000
(東部上水)	S47. 3. 31	12,500	400	5,000
第4次拡張	S50. 3. 31	148,000	700	103,600
(変更)	S63. 1. 30	148,000	621	92,000
譲受(合併)	H16. 11. 1	160,300	619	99,280
第5次変更	H24. 3. 27	149,900	456	68,400
第6次変更	R 7. 11. 20	142,000	366	52,000

最新の認可である第6次変更の内容は、以下の通りです。

三井水源地において有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）が暫定目標値を超過して検出されたことを受け、令和5年10月から既存施設を改良し、粒状活性炭を用いた応急対策を開始しました。並行して、より確実に安定的な供給を行うため、令和8年度末の運用開始を目標として、イオン交換樹脂を用いた新たな浄水処理施設の整備を推進しつつ、弥平島水源地には活性炭処理設備を追加しました。これらの浄水方式の変更とともに、給水人口や計画給水量を修正し、令和7年11月20日に変更認可を受けました。

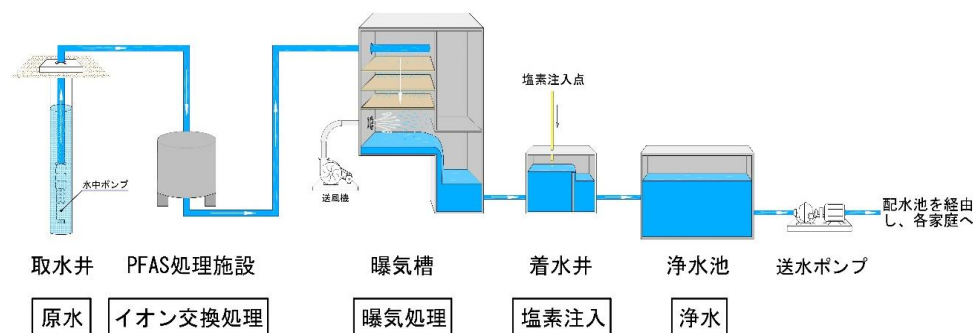
- I 給水人口
- II 計画給水量
- III 三井水源地にイオン交換処理設備を追加（浄水方法の変更）
- IV 弥平島水源地に活性炭処理設備を追加（浄水方法の変更）

<三井水源地 PFAS 処理施設について>

三井水源地に整備する新たな浄水処理施設については、施設能力を直近5か年の一日最大給水量より 28,000m³と算出し、三井水源地の原水を用いたパイロット試験により処理方式の施設諸元を設定しました。これらを各務原市水質改善対策委員会に諮り、審議を経て整備方針を決定しました。整備概要は次のとおりです。

【整備概要】

- ・追加施設 : 鋼製圧力タンク式浄水処理設備 φ3,200×1,400(直胴部) 4基
- ・処理方式 : イオン交換処理(イオン交換樹脂によるPFAS除去)
- ・処理フロー : 原水 → イオン交換処理 → 曝気処理 → 塩素注入 → 浄水
- ・施設能力 : 28,000m³
- ・整備費 : 955,603 千円(令和8年度予算より)



②給水

上水道の給水の状況は以下の通りです。

給水状況（令和6年度決算より）			
地方公営企業法適用	法適用	供用開始年月日	昭和19年4月1日
計画給水人口	142,000人	現在給水人口	142,806人
給水区域面積	87.81 km ²	給水人口密度	1,626 人/km ²
年有収水量	14,925,179 m ³	有収水量密度	169,971 m ³ /km ²

③施設

上水道の施設の状況は以下の通りです。

施設状況（令和6年度決算より）			
水源	地下水	導水管延長	8.162 km
浄水場	5 箇所	送水管延長	27.851 km
配水池	15 箇所	配水管延長	785.725 km
計画一日最大給水量	68,400 m ³	管路総延長	821.738 km
日平均給水量	47,804 m ³	施設利用率	56.5 %

④料金

水道料金は、下記のとおりです。

水道料金：（基本料金＋水量料金）＋（消費税等相当額）

水道料金（ひと月あたり、税抜）			
基本料金		水量料金(1m ³ あたり)	
量水器口径	金額	水量区分	金額
13mm	710 円	10m ³ まで	40 円
20mm	1,900 円	10m ³ を超え 25m ³ まで	110 円
25mm	3,100 円	25m ³ を超える分	170 円
40mm	8,100 円		
50mm	12,200 円		
75mm	28,200 円		
100mm	44,900 円		
150mm	64,200 円		

直近の料金改定年月日

平成 19 年 7 月 1 日

⑤組織

組織の編成図を以下に示します。



令和5年10月から、有機フッ素化合物への対策を強力に推進するため、水質改善対策室を設置しました。

区 分		年度末	令和4年度	令和5年度	令和6年度
損益勘定支弁職員	事務職員		15	15	16
	技術職員		13	12	12
	その他		6	5	7
資本勘定支弁職員	事務職員			1	1
	技術職員		2	4	4
計			36	37	40

2.2 経営取組と経営比較

①これまでの経営取組

平成 29 年度に策定した経営戦略に基づき、コスト縮減による収益改善と効率的な施設整備により安定した事業経営の継続に努めています。具体的には、料金徴収業務や給水装置工事申請受付などを引き続き包括委託し、さらに令和 7 年度からは各種オンライン受付を導入して事務事業の効率化及びサービス向上を図っています。また、アセットマネジメント手法を用いて更新需要を平準化し、内部留保資金を活用することで健全な経営を維持しています。

以下に現行の経営戦略と実績の比較を示します。重要かつ金額的に大きい項目を抽出しました。

<収益的収支>

・水道料金

(税抜、単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画額	2,120,002	2,107,789	2,094,956	2,081,724
実績額	2,117,990	2,110,791	2,104,261	1,922,165 [※]
差(実績-計画)	△ 2,012	3,002	9,305	△ 159,559
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画額	2,068,093	2,054,062	2,039,632	2,024,802
実績額	2,105,537	2,070,593	2,046,071	2,044,666
差(実績-計画)	37,444	16,531	6,439	19,864

※料金減免分約 2.1 億円を国の臨時交付金により補てん

令和 2 年度は、計画額を大きく下回っていますが、これは、コロナ禍において水道料金の減免事業(基本料金を 4 か月免除)を行ったためで、減免の影響としては約 2.1 億円ありました。この年度を除けば、計画を上回ってはいるものの年々減少しているということがわかります。

・修繕、工事費

(税抜、単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画額	515,356	433,651	469,151	401,351
実績額	470,465	414,711	598,997	469,669
差(実績-計画)	△ 44,891	△ 18,940	129,846	68,318
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画額	350,751	350,751	350,751	350,751
実績額	392,564	487,352	411,684	346,176
差(実績-計画)	41,813	136,601	60,933	△ 4,575

全体として、おおむね計画を上回る事業量を実施しました。

・当年度純利益

(税抜、単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画額	326,943	377,291	341,949	416,061
実績額	519,368	559,604	443,845	615,245
差(実績-計画)	192,425	182,313	101,896	199,185
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画額	451,440	434,274	407,419	377,818
実績額	670,843	402,062	462,330	446,319
差(実績-計画)	219,403	△ 32,212	54,911	68,501

おおむね計画を上回る純利益を確保していますが、年々減少していることがわかります。

<資本的収支>

・建設改良費

(税抜、単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画額	753,627	889,948	889,948	889,948
実績額	683,393	916,211	993,240	1,018,694
差(実績-計画)	△ 70,234	26,263	103,292	128,746
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画額	989,948	989,948	989,948	989,948
実績額	913,114	1,514,534	1,255,784	1,091,351
差(実績-計画)	△ 76,834	524,586	265,836	101,403

年度により増減はありますが、水道水の安定供給のため、施設の更新や管路の耐震化工事を積極的に行い、事業量は計画を大きく上回りました。令和 5 年度には、有機フッ素化合物の対策として、活性炭による浄化システムの設置工事を迅速に実施し、水質の維持に努めました。

・補填財源残高

(税抜、単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
計画額	1,076,816	967,515	929,665	856,028
実績額	1,195,020	1,205,459	1,332,710	1,289,987
差(実績-計画)	118,204	118,204	403,045	433,959
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画額	773,648	786,064	857,068	937,859
実績額	1,470,916	1,241,818	797,945	783,253
差(実績-計画)	697,268	455,754	△ 59,123	△ 154,606

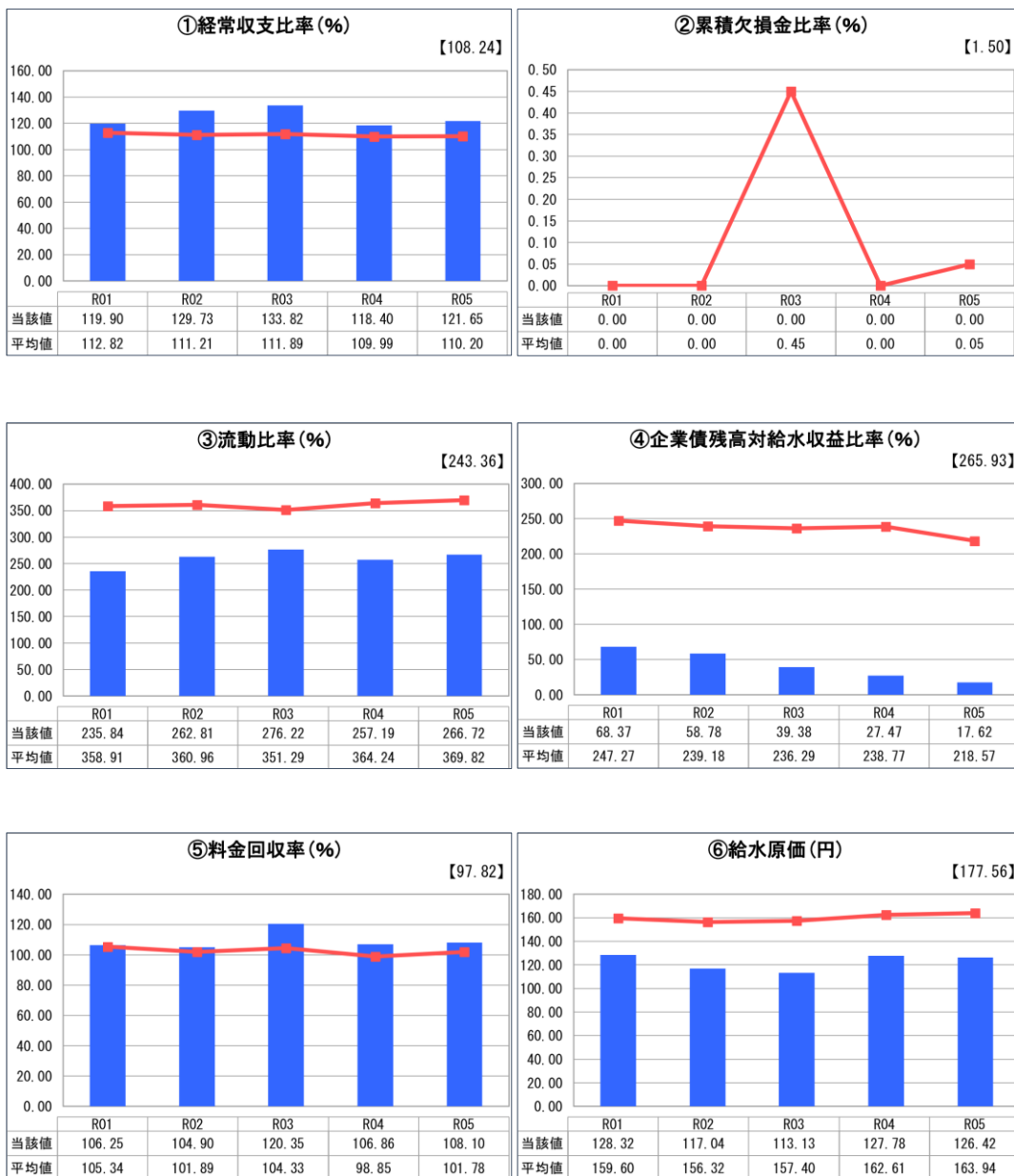
管路耐震化工事等の積極的な実施に伴い建設改良費が増加している中、資本的収支不足額は減債・建設改良積立金と過年度・当年度損益勘定留保資金により補填できており、現在のところ健全な経営が図られています。しかしながら、補填財源残高は徐々に減少しているため、今後の対応について検討する必要があります。

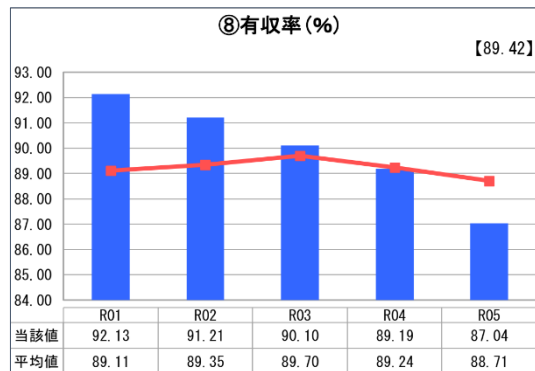
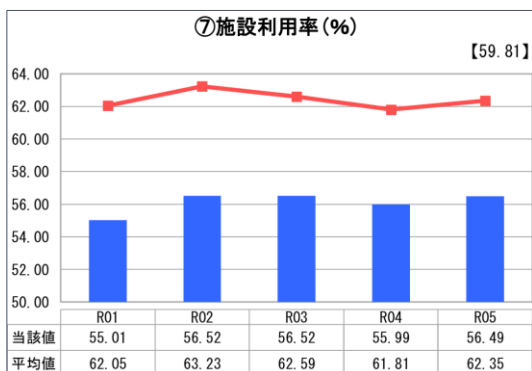
②経営指標比較

経営比較分析表（令和5年度決算）による経営比較を行いました。

凡例：	■各務原市	—類似団体平均値*	【令和5年度全国平均
			*類似団体：給水人口10万人以上15万人未満(A3)

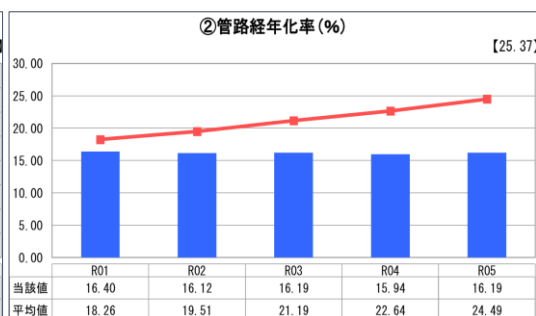
・経営の健全性・効率性





経常収支比率、料金回収率が100%を超えていること、累積欠損金が発生していないことから、料金収入により健全な経営が行われていると判断できます。近年は、企業債の借入も行っていないため、企業債残高も年々減少しています。施設利用率は、季節変動等を考慮しつつ、余裕をもった運営を図っており、類似団体と比較して若干低くなっています。有収率は、やや低下傾向にあり、本事業における課題となっています。漏水調査や老朽管の布設替えを進め、有収率の向上に努める必要があります。

・老朽化の状況



本水道事業では、技術的見地や経験から、水道管路の平均更新年数を60年と考えています。そのため、法定耐用年数40年に基づく有形固定資産減価償却率や管路経年化率が大きくなる傾向にあります。管路の更新サイクルを60年としているため、年間の管路更新率は、1.66%を目安に、計画的に行っており、類似団体と比較しても高い値と

なっています。

・総括

平成 29 年度に策定した経営戦略について、令和 3 年度に残りの 5 年間の収支について検証したところ、現行の水道料金体系での収益により、管路、施設の更新、改修等、適正な投資が行える見込となりました。令和 5 年度決算の数値からも、収益性や財政の健全性は良好であり、安定的な経営が維持されていることが読み取れます。

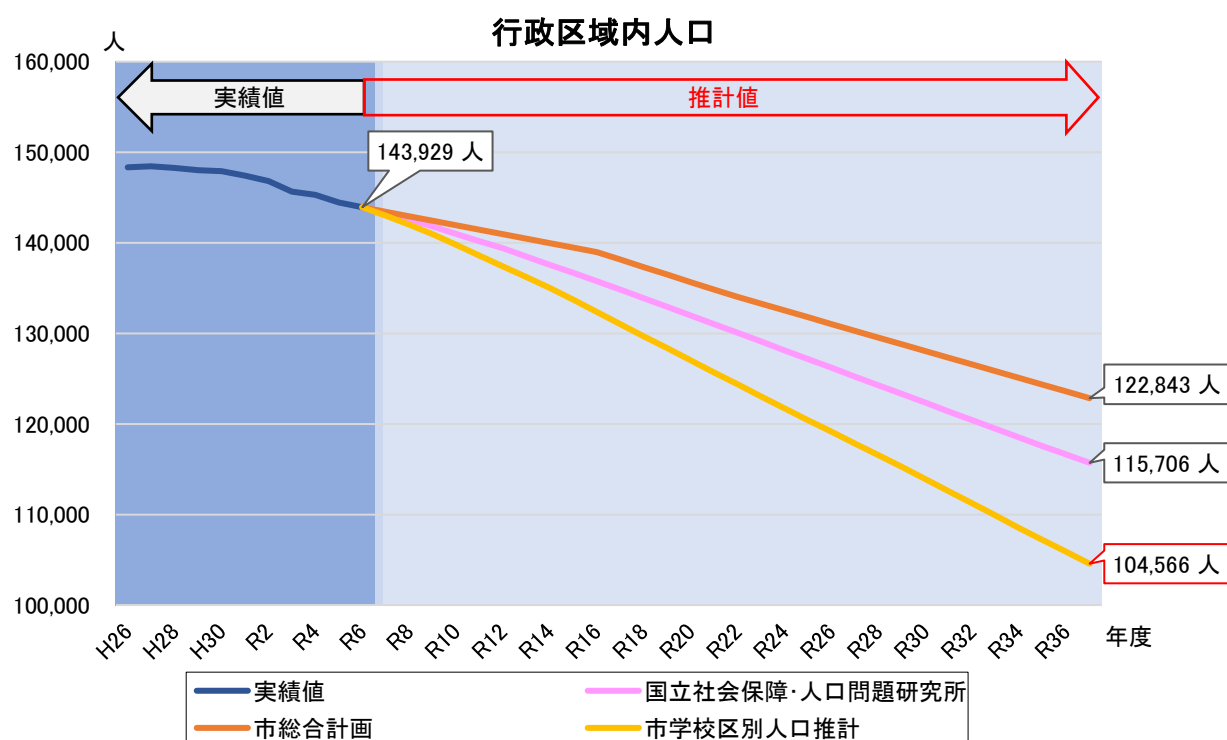
今後、人口動態や生活様式の変化により、使用水量の減少が見込まれるため、経営戦略等の中長期的な計画により収支均衡に努めるとともに、管路、施設の適正な規模を検討しつつ、更新等の必要な投資に着実に取り組むことで、健全で安定した事業経営を継続的に進めてまいります。

2.3 事業の動向

①給水人口の予測

給水人口は、行政区域内人口に普及率を乗じて算出します。

行政区域内人口は、過去10年間の動向をみると、平成30年度まではほぼ横ばいですが、それ以降、減少傾向となっています。将来の人口予測は、国立社会保障・人口問題研究所をはじめ、各務原市総合計画、各務原市学校区別人口推計において推計されており、いずれも減少傾向を示していますが、計画時期や手法の相違により、推計値が異なっています。以下に、現在の行政区域内人口から補正した各推計値の動向を示します。

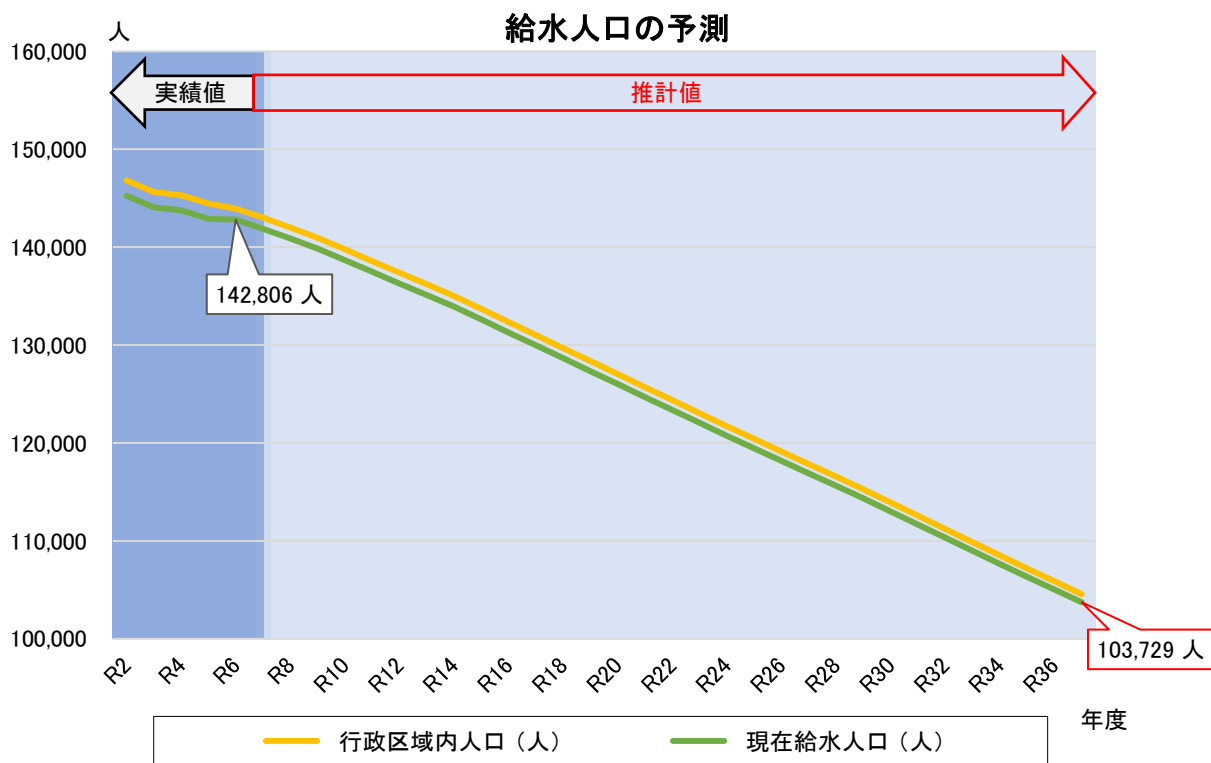


試算期間の令和37年度で、上位となる市総合計画では122,843人、下位の市学校区別人口推計では104,566人となり、現在の人口と比較して1割以上の相違があります。

本計画では、人口予測が料金収入に大きく影響することを考慮し、最も厳しい見込みとなる市学校区別人口推計の値を行政区域内人口として採用します。

給水人口を算出するための普及率は、直近の令和6年度の実績値である99.2%を採用し、過去の動向を考慮しても変動は少ないと考えられるため、令和37年度まで一定とします。

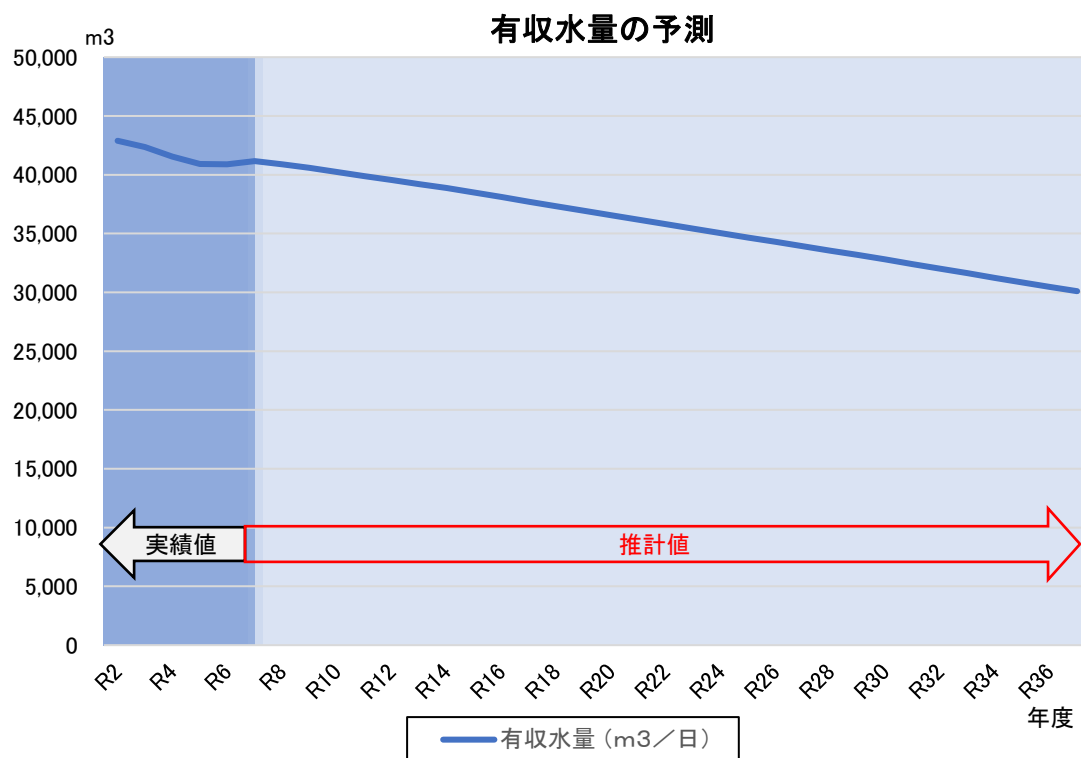
以下に給水人口の予測を示します。



給水人口は、試算期間の令和 37 年度で 103,729 人となり、令和 6 年度の実績値 142,806 人より 39,077 人減少することになります。

②水需要の予測

有収水量の推移を以下に示します。



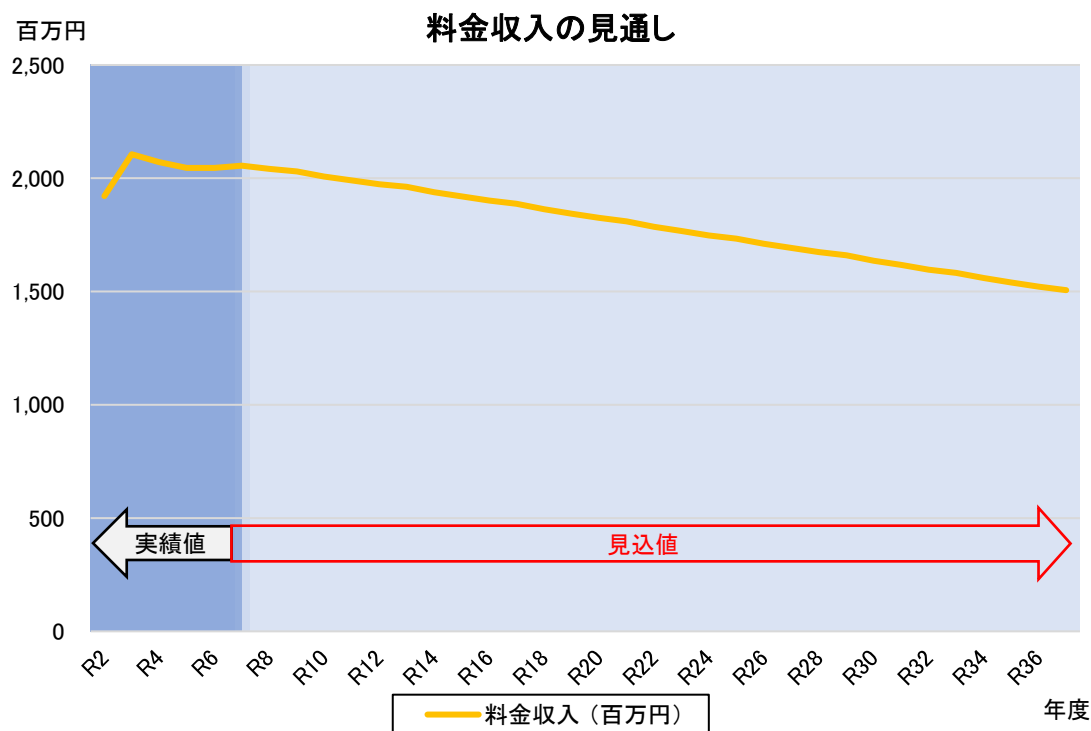
有収水量は、1人1日使用水量(原単位)をもとに算出します。

1人1日使用水量の実績は、年度によりばらつきがあるため、直近5年間の実績値の平均で290.2L/人・日とし、令和37年度まで一定とします。

そしてこの1人1日使用水量に給水人口を乗じて、1日平均有収水量とします。

③料金収入の見通し

料金収入の見通しを以下に示します。



注) 国の臨時交付金事業により料金減免を行う令和8年度は、交付金による補てん分を加算

料金収入は、令和7年度は決算見込みとし、令和8年度は予算値とします。令和9年度以降は、年間有収水量に供給単価を乗じて算出します。供給単価は、直近3年間(令和4年度～令和6年度)の実績値の平均で136.7円としました。有収水量の減少に応じて料金収入も減少します。

④施設の見通し

水源地、配水池等の水道施設は、計画的な更新・耐震化を行っており、浄配水施設の耐震化は100%となっています。また、水源地から国の暫定目標値(令和8年度から水質基準に引き上げ)を超える有機フッ素化合物が検出されたことを受け、令和5年度から水質改善対策を行っています。応急対策により設置した活性炭処理により安定した給水を行っており、今後も活性炭処理の維持管理を継続します。さらに、中期対策として有機フッ素化合物の処理施設を整備しており、令和8年度の完成、運用開始を目指しています。その他の施設については、水道水の安定供給に向けて、水道施設の設備や機器の更新、改修を行っていきます。

管路については、大伊木配水池や川崎山配水池への大口径送水管が更新時期を迎えつ

つあり、更新工事の令和 17 年度着工に向け多額の更新費用と期間を要する事が想定されているため、それらに対する対策の検討を進めつつ、耐震化工事及び漏水管修繕工事を継続して行います。管路耐震化率は、令和 6 年度実績で 40.1%となっており、令和 11 年度で 45.4%を目標にしています。基幹管路の耐震適合率は、令和 6 年度実績で 93%となっており、令和 11 年度 で 99.4%を目指します。また、漏水調査や布設替え工事を行い、有収率の維持、向上 に努めます。

また、水道事業庁舎（昭和 49 年建築）については、平成 12 年度に耐震化等改修工事を実施したものの、当初建築からは 50 年以上が経過しているため、「各務原市水道事業庁舎個別施設計画」において令和 21 年度の建て替えを予定しています。

⑤組織の見直し

有機フッ素化合物への対応により、組織を見直し新たに水質改善対策室を設置し、3 名を加配しました。しかしながら、令和 8 年度末までに新たな浄水処理施設の本格稼働が見込まれるため、それ以降については、改めて適正な職員数とするよう見直すこととします。

2.4 事業の課題

●PFAS（有機フッ素化合物）対策について

令和8年度から水質基準となったPFOS及びPFOAの合算で1リットル当たり50ナノグラム以下という基準に対し、三井水源地の原水（消毒をする前の水）において基準値の超過が継続しています。令和5年10月より浄水過程において曝気槽（ばっきそう）を利用した粒状活性炭による浄化システムにより濃度低減を行っています。

令和8年度中には、イオン交換樹脂を用いた浄水処理設備が稼働予定であり、運用上の目標値を設定する必要があるため、PFAS処理技術の性能に関する試験企業において、ろ材性能の精査や研究を継続しつつ、水質改善対策委員会のなかで諮問し決定します。

また、併せてその成果を水運用に反映し、新水源開発に偏らない長期的水質改善対策を立案することも求められています。

●有収率について

令和元年の7月の93.0%をピークに年々低下しており、現状は84.4%（令和8年2月）となっています。昭和53年から平成元年まで使用されていたポリエチレン一層管による漏水の影響が大きい事、漏水の多い地域の把握はできており、重点的に調査、修理を進めているところです。今後は、ポリエチレン一層管の給水管取替工事の発注も進めていく予定ですが、使用料で賄うべき3条予算に計上する必要があり、使用料への影響が大きいと、予算確保が課題となっています。

●耐震化の取り組みについて

地震などの自然災害時において、重要施設等への給水の確保・被災した場合でも速やかに復旧できる体制確保のために、引き続き管路の耐震化事業を継続的に実施していきます。

- ・管路耐震化率 40.1%（令和6年度末）
- ・基幹管路耐震適合率 93.0%（令和6年度末）

●水道施設の更新について

浄水施設や配水池等の耐震化状況は、近い将来高い確率で発生すると言われる南海トラフ地震等の大地震に備えるために、平成22年度に各施設の耐震診断を実施し、この結果、耐震補強が必要な施設は、8箇所ありました。（尾崎配水池、西市場水源地、尾崎受水池、三井第二水源地、持田受水池、松が丘受水池、緑苑配水池、鶯沼東受水池）

これらの施設について、各務原市で想定されている最大震度である震度6強程度の揺れにも耐えられるよう、梁や柱等の打ち増しによる耐震補強工事を平成24年度から順

次実施し、令和2年度までに全ての施設で工事を完了しており、浄水施設や配水池等の耐震化率は100%です。

また、電気盤、流量計等の機器や池内防水塗装、建物の改修については、点検結果等を踏まえ計画的に更新していく必要があります。

●水道管路の更新について

更新期を迎えつつある大口径送水管の施工予定等を整理し(大口径送水管の更新は約10年後から)、今後の更新費用予測から予算の平準化を行っています。また、水道更新基準・漏水対策の検討書に従い、管種毎の耐用年数の設定・項目毎の点数評価により計画的な水道管更新を行う事で管路の長寿命化を図ります。

3. 基本方針

水道事業は、時代や環境の変化に的確に対応しつつ、水質基準に適合した水が、必要な量、いつでも、どこでも、誰でも、合理的な対価をもって、安心して利用可能であり続けることが必要です。

このような水道の実現のため、「各務原市総合計画」を上位計画として、各務原市水道事業の基本方針を定めます。

「各務原市総合計画」では、

<将来都市像>

もっとみんながつながる笑顔あふれる元気なまち～幸せ実感 かかみがはら～

とし、都市基盤整備にかかわる基本目標を次のように設定しています。

<都市基盤整備にかかわる基本目標>

みんなが快適に暮らせる住みよいまち

また、この基本目標を実現するための上水道の目指す姿と取り組み方針をあげています。本経営戦略においても、基本目標の実現に向け、これを基本方針とし、経営の効率化を図り、水道使用者の信頼に応える水道事業運営を目指します。

<目指す姿>

- ・水道水質に対する要求水準を満たし、将来にわたり安全性を確保した水道水の供給
- ・災害時においても安定した水道水の供給

<取り組み方針>

①安全安心な水質の確保

- ・水道水に含まれる有機フッ素化合物対策について、活性炭による浄水システムの維持管理を徹底し、国の示す数値を満たした状況を確実に維持します。
- ・市民に安全安心な水道水を安定的に供給し続けるため、浄水処理施設の令和8年度末までの本格稼働を目指します。
- ・市民に有機フッ素化合物対策などの情報を適切かつ速やかに公表し、不安の払拭や信頼の回復に努めます。

②災害に強い水道管の整備

- ・地震等災害が発生した場合でも、市民生活に欠かせない水道水を安定して供給するため、水道管路の耐震化を推進します。

4. 投資・財政計画

4.1 投資に関する目標・説明

①投資の目標

- 安全な水質の水を安定的に確保する。
- 管路の耐震化整備により、災害に対応できるようにする。

②投資の説明

建設改良費は、施設を所管する係ごとに整備の年次計画を作成しました。主な内容は以下のとおりです。

(1)水質改善対策係：水質改善処理施設整備

水源の有機フッ素化合物の濃度を低減するため、令和5年度から対策を行っており、現在、中期的水質改善対策としての浄水処理施設を整備中です。施設は令和8年度末までの本格稼働を目指しています。

(2)水道総務係：庁舎建替え

各務原市公共施設等個別施設計画（公共建築物）にもとづき、令和21年度に水道庁舎の建て替えを予定しています。

(3)施設係：配水管耐震化整備等の管路更新

災害に強く、安定した給水体制を確保するため、配水管の耐震化工事やその他配水管の更新工事を計画的に行います。耐震化工事は、令和16年度までは7.5億円、その後、27年度までは8.25億円、37年度までは10.5億円を予定しています。また、漏水の発生した路線については全面的な布設替え工事を行い、有収率の向上を目指します。

(4)浄配水係：遠方監視・制御装置の光通信化、機械電気計装設備等の経年化更新、三井第一水源地撤去

水道水を安定的に供給するため、既存施設の整備は不可欠です。水源、配水池施設における維持改修工事を計画的に行います。また、令和17～19年度には、三井第一水源地の撤去工事を予定しています。

4.2 投資以外の経費について

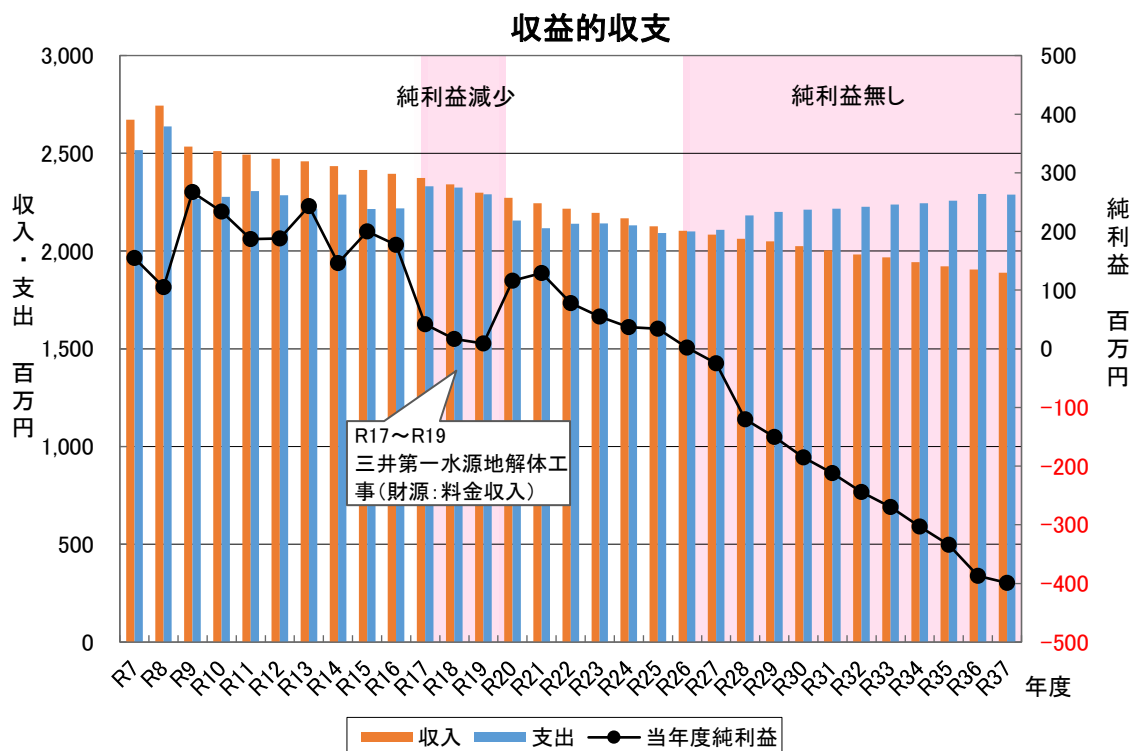
維持管理費などの経費については、令和7年度は決算見込みとし、令和8年度は予算値とします。令和9年度以降は、直近の決算年度である令和6年度を基準とし、令和6年度実績値からの増減を年度ごとに算出して加減しています。特に、有機フッ素化合物対策としては、現在応急対策で実施している活性炭によるろ過システムの維持費用を令和8年度までとし、令和9年度以降は新たに整備する浄水処理施設のイオン交換樹脂の

費用を計上しました。

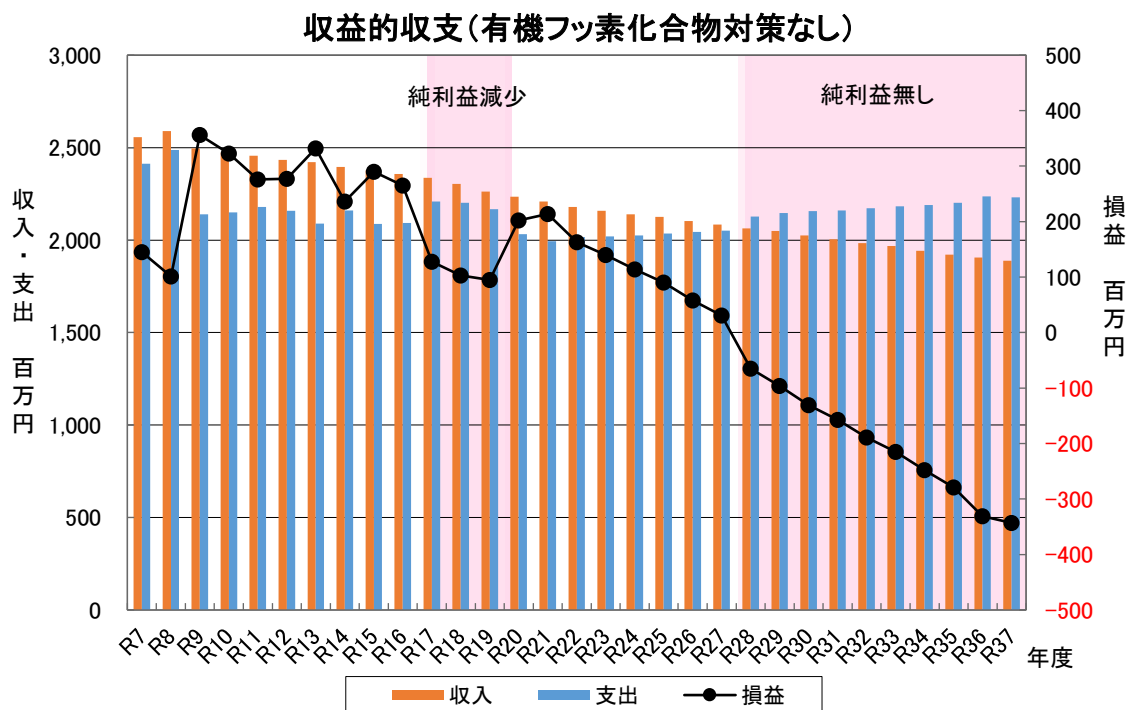
4.3 投資・財政計画の試算

4.1 投資に関する目標・説明の投資計画を基に投資・財政計画(収支計算)を試算しました。財源については、料金は2.3事業の動向に示した通りとし、企業債の借入対象は有機フッ素化合物対策、庁舎建替えのみとしました。

収益的収支について、単年度の純利益は令和16年度までは1~2億円の間で緩やかに減少し、令和17年度から令和19年度で急激に落ち込み、純利益は生じない見込みとなります。その後は、一旦増加しますが徐々に減少し、令和26年度以降は純利益が生じない状況です。

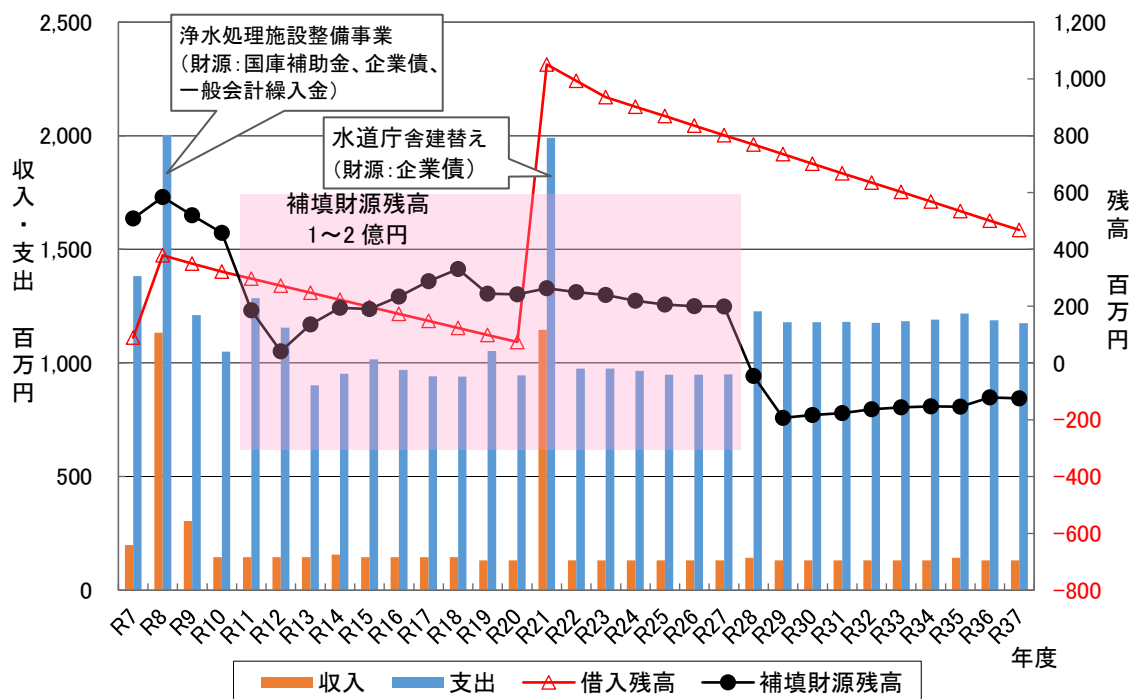


参考として、有機フッ素化合物対策（曝気槽によるろ過、職員数増、中期対策）を実施しなかった場合の収益的収支を示します。有機フッ素化合物対策の実施による収支への影響はあるものの、長期的な傾向は対策なしの場合と同様で、令和 27 年度以降では純利益は生じない試算となります。



また、資本的収支については、補填財源が数年のうちに急速に減少し、令和 11 年度から令和 27 年度では 1～2 億円で推移します。その後は、補填財源が無しとなるため、緊急時や災害時の対応が極めて困難となります。

資本的収支・補填財源残高



以上の試算により、施設や管路の更新整備を計画的に行うためには、これまでのように自己資金のみでは厳しい状況であり、企業債の活用を検討することが求められます。企業債は利息の負担が生じますが、世代間の負担公平化等の観点からも有効な手段と考えられます。水道料金については、毎年の純利益を少なくとも 1 億円以上は確保できるような料金改定を検討する必要があります。

4.4 財源に関する目標・説明

①財源の目標

- 純利益を確保できるよう、必要な範囲で料金改定を行う
- 企業債を活用して財源を確保する
- 有機フッ素化合物の処理施設整備に国庫補助金を活用する。
- 補填財源を早期に一定程度確保し、さらには将来の大型事業に備えて基金積み立てを行う

②財源の説明

(1)料金について

直近の料金改定は、平成 19 年度に行いました。4.3 投資・財政計画の試算で示した通り、少なくとも数年間は現状のままで経営が可能ですが、令和 17 年度からは純利益が非常に少なくなることから、その前の段階（令和 14 年度）での 5%程度の改定を見込みました。

(2)企業債について

近年の設備更新や耐震化更新工事は、企業債を活用せずに自己資金により実施しており補填財源残高が減少する傾向にあります。そのため、今後の更新工事には企業債を活用して、自己資金の確保を目指します。企業債の借入は、有機フッ素化合物対策、庁舎建替え、管路耐震化更新工事に充当するものとし、その割合については、4.5 投資・財政計画に示します。

(3)国庫補助金について

有機フッ素化合物の処理施設整備や耐震化整備の一部は国庫補助金の対象となっていますが、国庫補助の採択基準は、資本単価 90 円/m³以上とされており、本市の資本単価は基準を大きく下回るため、要件を満たさず補助金の対象とすることはできません。しかしながら、粘り強い要望を継続した結果、令和 8 年度の国土交通省の予算概要において要件が緩和され、本市でも国庫補助対象となったため、本事業は国庫補助金 1/4、企業債 3/8、一般会計繰入金 3/8 で実施できることとなりました。

(4)補填財源残高について

補填財源の適正規模については、一律の基準はありませんが、本市の料金収入 1 年分を目安とし、目標を 20～25 億円としました。災害等により水道料金の徴収が不能となる期間が生じた場合でも、1 年間程度は最低限の維持管理や整備を行うことが可能となるためです。

4.5 投資・財政計画

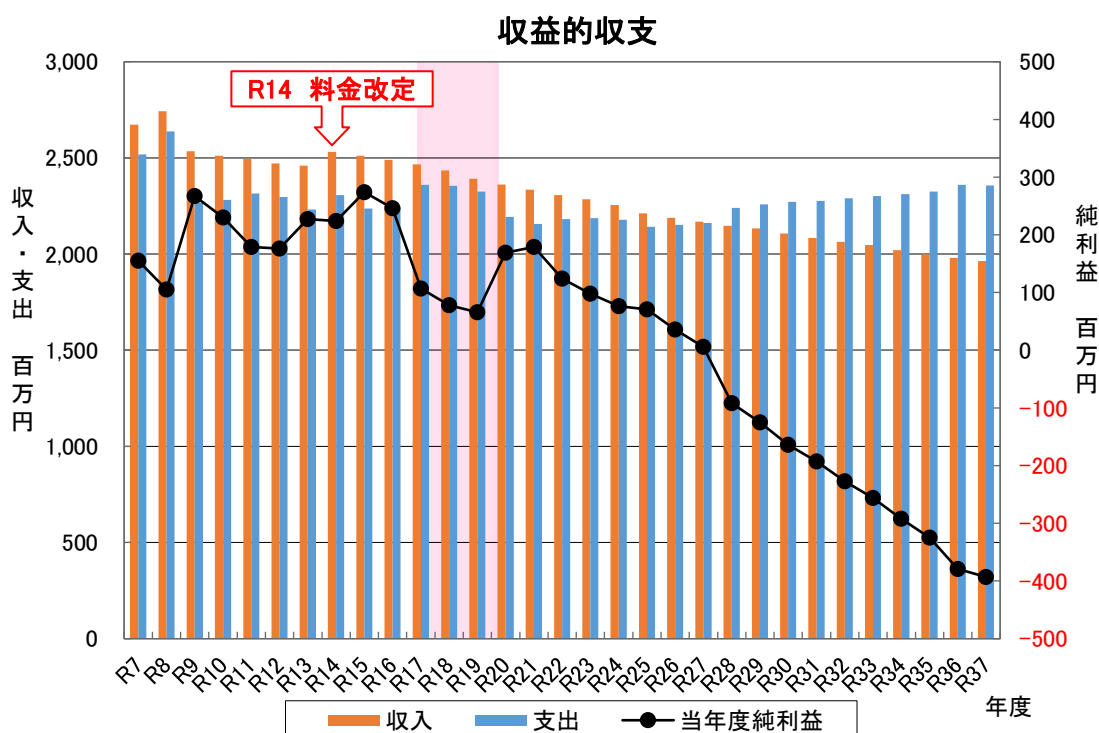
これまでの分析から、水道料金については、毎年、純利益を1億円以上は確保できるよう料金改定を検討する必要があると考えます。

また、災害等の不測の事態が生じて、安定的な企業経営を確保する観点から、補填財源残高を1年間の料金収入に見合った25億円程度となるよう長期的に確保していきます。また、将来予定される既存水源の更新など大型事業に対する備えも必要です。

これらのことから、水道事業の経営方針を以下の通りとします。

・水道料金

試算期間の前半については、概ね十分な純利益が確保されるため、当面の料金改定は不要です。その後、R17～19には純利益の下落を考慮し、R14（下水道使用料の改定時期も考慮）に5%程度の改定を行うこととします。試算期間の後半、特にR23以降については、純利益が1億円を下回ることから注意が必要であり、これに対応した料金見直しが必要となると考えられます。このため、試算期間後半については、経営戦略の定期的な見直しの中で対応を検討することとします。

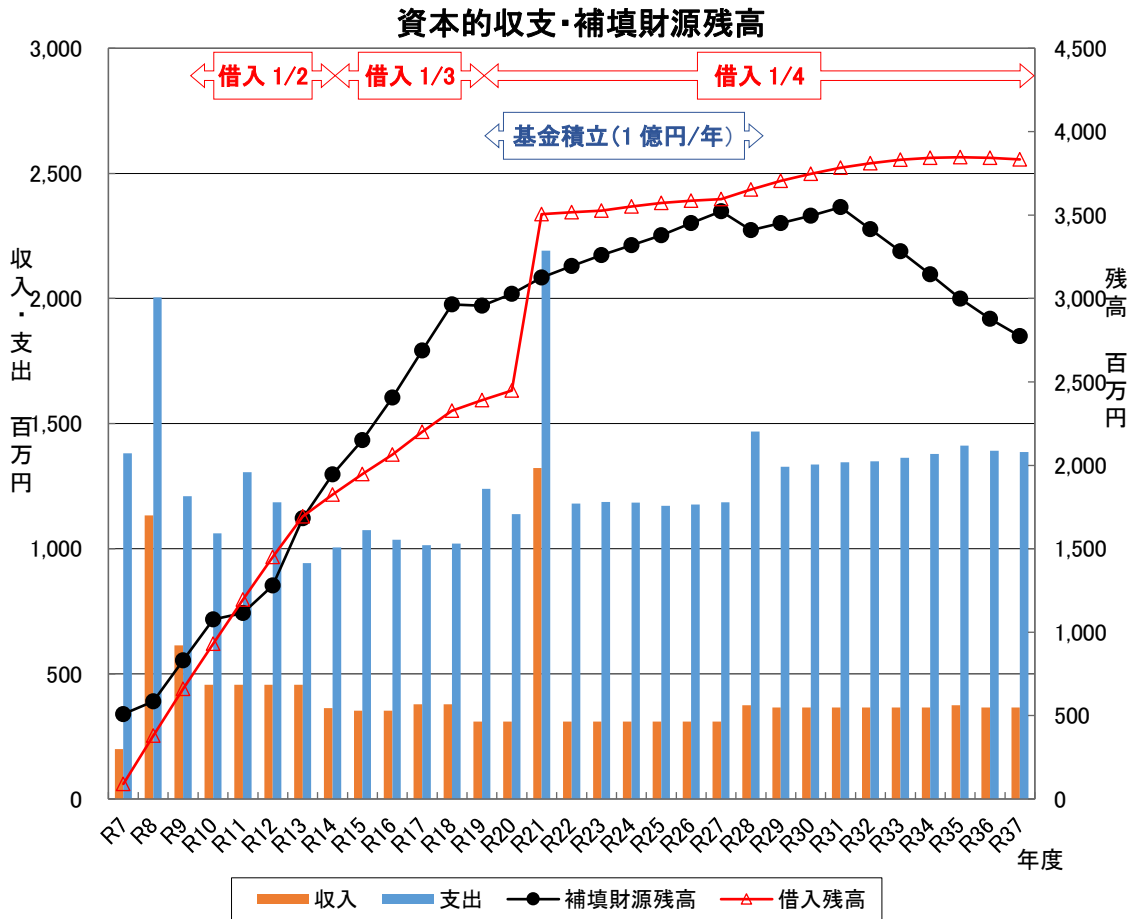


・企業債の借入

早期に一定程度の補填財源を確保するため、R9 から 5 年間（R9～13）は、水道施設・管路の更新・耐震化事業費の 1/2 を借入とします。また、その後は R14～18 までは 1/3、R19 以降は 1/4 と補填財源の残高を確認しながら適切に借り入れ率を縮小させていくこととします。

・基金積立金

補填財源残高がある程度確保できてからは、大規模な整備や災害等に備えて基金積み立てを行います。具体的には、補填財源残高が 30 億円超となる R19 から 10 年間、積立額は毎年度 1 億円と予定します。



<基金積立金の用途>

各務原市水道事業基金条例では、建設改良費の財源とする場合に処分可能と規定されています。本経営戦略にもとづき行う積立金(予定額: 10 億円)については、建設改良費の中でも、今後計画する大型事業(送水管の更新、新水源への移転が必要となった場合の移転費用など)に充当します。なお、これらの大型事業については、事業内容を具体化する時点で、改めて積立額や取り崩し時期等についてお示しします。

4.6 今後の取組について

投資・財政計画について、令和 37 年度までの長期見通しを作成しました。

収益的収支については、試算期間の前半で料金改定を予定していますが、後半は純損益が赤字の見込みです。後半については、料金改定や事業費の縮減など対策が求められるため、短いスパンで経営戦略の見直しを行い、社会情勢の変化を把握し反映させていくことが重要です。建設改良費以外の経費については、新たな有機フッ素化合物処理施設の維持管理費を見込みましたが、稼働状況に応じた見直しを要します。

資本的収支については、建設改良費に企業債を適切な割合で充当することで、補填財源を確保することが出来ました。資本的支出については、水道水の安定供給のため、今後も既存施設の更新を計画的に実施する必要があります。

また、水道事業の民間活用については、浄水場等の運転管理や施設修繕を一括して委託する包括的民間委託の導入を検討するとともに、将来の人口減少に伴う水需要の低下を見据え、過剰な設備を廃止・縮小するスペックダウンを推進します。これら民間活用やスペックダウン等は、今後増大する更新費用の軽減に向けた有効な手段となるため、国の動向を注視しつつ、導入可能性の検討を進めていくこととします。

<水道料金と資産維持費について>

水道料金は、事業及び地域の現状と将来見通し等を踏まえ、水道水供給の継続と健全な経営の維持が可能となる水準を確保する必要があることから、営業費用や資産維持費を含めた原価を基に算定することが必要です。

日本水道協会の水道料金算定要領では、資産維持費として、対象となる償却資産の 3%を標準として算入することとしています。

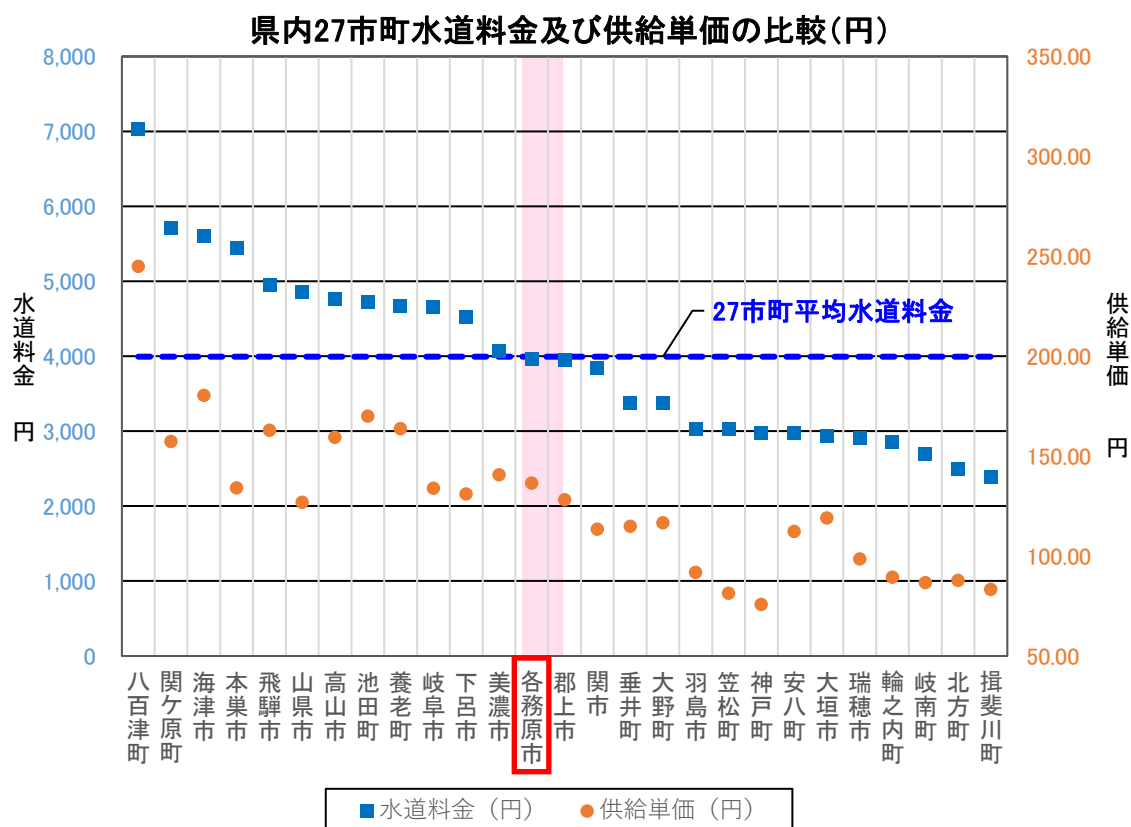
本計画の水道料金改定には資産維持費は見込んでいませんが、補填財源は確保できています。今後も財源が維持できるよう、短スパンでの見直しを行いながら段階的な料金改定の必要性を検討していきます。

5. 戦略の事後検証、改定等

本戦略の実効性を高めるため、策定後はPDCAサイクルによる定期的な事後検証を行います。毎年度の決算時に「投資・財政計画」と実績値を比較し、給水収益の推移や建設改良費の執行状況を精査して計画の乖離を把握します。

経営戦略の見直しは4年ごと（制度変更等の計画への影響が大きくなる要因が発生した場合はその都度実施）に行い、投資需要と財源のバランスを再構築することで、持続可能な事業運営に努めていきます。

参考として、岐阜県内の上水道事業を営んでいる市町（県水受水市町を除く）の水道料金及び供給単価の比較を示します。



水道料金: 岐阜県内で県水受水市町を除いた27市町で、1か月の水道料金(20m³使用、税込)を比較(R7年4月1日時点)
 供給単価: 有収水量1m³あたり給水収益(税抜)を比較(R6年3月31日時点)